

統計で見る

訪問介護のすがた



早稲田大学教授 野口 晴子

1. 訪問介護事業所の
インセンティブ

2000年における公的介護

保険制度の導入は、創設以来、「措置」制度の支配下に置かれていた福祉サービス分野に市場メカニズムを導入し、訪問介護サービス市場への営利事業所の参入を認めたとという点で画期的であった。異なる経営主体の市場への参入を受けて、日本でも、少数ではあるが、経営主体別の介護サービスの質の違いに関する研究が行われてきた。2000年の導入時点での研究では、営利事業所は、非営利事業所に比べサービスの質の点で決して

劣つておらず、営利事業所の参入により、訪問介護サービス市場全体の質が向上している、という結論を得ている。

しかし、公的介護保険制度の導入から16年を経た今、全国一律の介護報酬制度の下、要支援・要介護高齢者の要介護度を維持・改善するというインセンティブが、サービス提供者である事業所に欠けているのではないかと懸念が広まりつつある。つまり、要介護度が高いほど介護報酬が高く設定されているため、高齢者の生活の質(Quality of Life: QOL)に直結する要介護度の維持・改善に対する動機付けが、事業所側には

欠如している可能性がある。とりわけ、介護サービス市場のよ

うに、利用者にとって提供されるサービスの質が事前に判断しにくい、いわゆる「情報の非対称性」がある市場では、営利事業所には質を低下させて利益を最大化させる機会主義的行動をとる動機があるかもしれない。

これに対して、非営利事業所は利益分配を禁止する制約があるために、質を下げて利潤を最大化するインセンティブを持たないことから、営利業者よりも非営利業者の方が、質が高いといった意見もある。いずれにしても、経営主体間でのサービスの質の現状と推移を検証することは、高齢者のQOLという観点からも、また、現在の逼迫した介護保険財政からみても、政策的に重要なイシューであることに間違いはない。

2. 営利事業所VS非営利
事業所

本稿では、財務総合政策研究所の「持続可能な介護に関する

る、というのも、仮に、短期間で要介護度が重くなる可能性の高い利用者が、ある経営主体を選択的に利用する傾向にあるならば、要介護度の悪化が、経営主体の差によるものなのか、それとも、もともとの利用者属性によるものなのか区別がつかないからである。

以上の理由から、若干の統計的調整を行った結果、要介護度が上昇する事業所比率は、営利事業所の方が4・8%高く、営利事業所における要介護度の平均的な増加傾向は、とりわけ、要支援を除く要介護度3未満から要介護度3以上への変化が高い確率で発生していることによる。また、営利事業所でのこうした傾向は、身体介助・家事援助両方のサービス提供を受けている高齢者の要介護度の悪化を反映していることもわかった。

他方、こうした要介護度の変化に対し、訪問介護における利用者1人当たりの平均滞在時間を見ると、要支援で約17分、要介護度3未満で約10分、要介護

度3以上で約14分、営利事業所の方が非営利事業所よりも長い傾向にあるものの、時系列での両者の滞在時間の変化を見ると、営利の方が非営利に比較して、要支援では約8分長く、要介護3以上では約4分短くなる傾向にあった。さらに、身体介助・家事援助など、提供されるサービス内容にかかわらず、営利の方が非営利よりも滞在時間が長い傾向にあるが、時系列での変化について、両者の差はなかった。

以上の結果からは、現行のシステム下では、高齢者のQOLという観点から、要介護度の維持・改善を図るというインセンティブが、営利事業所に若干欠けている可能性が垣間見える。ただし、いうまでもなく、こうした研究には、さまざまな推定上の限界があることから、結果の解釈には留意が必要である。

3. 市場における情報開
示の必要性

厚生労働省の推計によれば、

認知症高齢者数は、2012年の約462万人から、団塊の世代が後期高齢者に入るとする2025年には、700万人(65歳以上高齢者のうち5人に1人)を超えると思われていることから、今後、介護サービスに対する需要は益々高まるであろう。こうした需要を支えるため、さらなる参入が期待される営利事業所にとって、高齢者のQOLを改善し、介護保険財政の健全化を促すためのインセンティブを与えるような制度設計が求められている。

しかし、仮に現行システムを、利用者の平均的な要介護度を改善することにインセンティブを与えるような報酬体系にしたらどうなるだろうか。おそらくは、今とは真逆にもともと要介護度の低い高齢者や要介護度が改善する確率が高い利用者を、事業主体が選択してしまうことになる可能性は否定できない。まさに、「情報の非対称性」が存在する市場における制度設計の難しさがここにある。

研究会」報告書(平成27年3月)

において、「介護サービス施設・事業所調査(居宅サービス事業所票)」の事業所ごとの個票データをを用いた筆者による研究を、統計学的な有意差が確認された結果に限り、要約して紹介する。

まず、事業所ごとに集計した4か年(平成13・16・21・24年)の平均値を見てみると、女性比率については、営利で約68%、非営利で約70%、平均年齢が、営利で80・7歳、非営利で81歳と、営利事業所の利用者に若干女性が少なく、年齢が低い傾向にあった。また、要支援を0、要介護度を1から5として、利用者の要介護度の平均値を見てみると、営利が約2であるのに対して、非営利では約1・8となつており、営利と非営利の利用者属性に若干の差異があることがわかる。

営利・非営利を利用する高齢者の要介護度の変化の違いを検証するためには、統計的な手法を用いて、利用者のこうした属性の違いを調整する必要がある。せっかく形成された介護サービス市場が、市場として健全に機能するためには、まずは利用者が提供される介護サービスの質に関する情報を正しく評価することのできる仕組みが鍵となる。たとえば、2013年度以降の社会福祉法人については、財務諸表のインターネット上で、の公開が義務付けられるなど、既にさまざまな取組みが行われているが、利用者がサービスの質を知るためには、それに加え

て、要介護度の変化、施設における有訴率や死亡率、あるいは従業員の種類や定着率など事業所ごとの状況を、利用者にかかりやすく、見える化する必要がある。また、そうした情報を活用した科学的エビデンスのさらなる蓄積も重要である。こうした仕組みづくりこそが、利用者とサービス提供者との間の「情報の非対称性」の解消につながる。介護サービス市場が本来のメカニズムを発揮し、介護サービスの提供体制における効率化を促すことにつながるだろう。